

海外特別研究員採用内定者（令和5年度採用分）各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉野 剛

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員（令和5年度採用分）
の資格要件に係る特例措置について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

海外特別研究員の令和5年度採用分の採用内定者においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外特別研究員の申請資格である博士号の取得が遅れ、令和5年4月1日時点において資格要件を満たさない状況が生じることが想定される場所です。

このため、日本学術振興会では、こうした状況に鑑み、令和5年度採用分海外特別研究員の採用内定者を対象として、下記のとおり特例措置を設けることとしましたので、お知らせいたします。

該当者におかれましては、本通知の内容をご確認いただき、本特例措置の適用を希望する場合は、下記の必要な手続をお願いいたします。

記

（1）特例措置の概要

海外特別研究員の令和5年度採用分募集要項では、令和5年4月1日時点において博士の学位を取得していることを申請資格としています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年4月1日までに博士の学位を取得できない場合は、所定の手続を経ることにより、令和6年1月1日まで博士の学位の取得期限を延長することとします。この期間中は、引き続き該当者を令和5年度採用分の採用内定者として取り扱うこととします。

なお、令和6年1月1日時点において、博士号を取得していない場合又は令和6年1月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、学位授与機関が証明する文書を提出できない場合は、海外特別研究員の採用内定を取り消しますので、ご注意ください。

（2）対象者

海外特別研究員の令和5年度採用分の採用内定者で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年4月1日時点で博士号を取得できない者（※）のうち、上記の特例措置の適用を希望する者※なお、「日本学術振興会 海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和4年11月）」（以下、「手引」という。）15ページに記載のとおり、学位の取得日が令和5年4月2日以降となる場合でも、令和5年4月1日までに博士の学位を授与することが決定している旨、学位授与機関が証明した文書を提出することにより、学位取得証明書の提出は交付されるまで猶予されます。該当

者については、本通知ではなく、手引の指示に従ってください。

(3) 採用開始日

博士号取得日以降、令和6年2月29日 までの任意の日

(4) 手続

上記の特例措置の適用を希望する場合は、採用内定者本人は「海外特別研究員（令和5年度採用分）博士号取得期限延長願」＜様式A-1＞に、学位授与機関は「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う博士号の取得について」＜様式A-2＞に、それぞれ必要事項を記入し、令和5年4月6日（木）までに、採用内定者本人から本会宛まとめて電子メールにてご提出ください。

本通知に関しご不明な点がある場合は、下記の本件担当までお問い合わせください。

（本件担当）

（独）日本学術振興会人材育成事業部人材育成企画課

TEL：03-3263-0925 E-mail：kaitoku@jsps.go.jp